

平成 21 年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[行政法]

A は、Y 県において公衆浴場を経営することを計画し、Y 県知事に対して、公衆浴場法（以下、「同法」という。）に基づく許可の申請をした。A による申請の 7 日後、A の公衆浴場設置予定地から 100m 離れた場所で公衆浴場の経営を計画する B が、Y 県知事に対して、同法に基づく許可の申請をした。Y 県の担当者がそれぞれの申請を審査したところ、いずれの申請も、同法第 2 条第 2 項に定める公衆衛生上の基準を満たしているが、B の申請の方が、A の申請に比べて、設備の規模や内容において、より利用者の利便に適うものであることが認められた。そこで、Y 県知事は、B に対して公衆浴場経営の許可を与え、その結果、A の申請については、同法第 2 条第 3 項及び Y 県公衆浴場法施行条例第 3 条が定める配置基準を満たさなくなることから、不許可とした。

A は、Y 県知事のとった措置に不満であり、何らかの訴訟を提起することにより、自らが公衆浴場経営の許可を得るとともに、B の公衆浴場経営を阻止したいと考えている。A は、(1)誰を被告として、どのような訴訟（行政事件訴訟法に定めるものに限る。）を提起し、(2)その中でどのような主張をすべきであると考えられるか、論じなさい。なお、解答にあたっては、上記論点の(1)及び(2)を明示すること。

【100点】

参照条文

公衆浴場法（抜粋）

第二条 業として公衆浴場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、公衆浴場の設置の場所若しくはその構造設備が、公衆衛生上不適当であると認めるとき又はその設置の場所が配置の適正を欠くと認めるときは、前項の許可を与えないことができる。但し、この場合においては、都道府県知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

3 前項の設置の場所の配置の基準については、都道府県が条例で、これを定める。

4 略

第三条 営業者は、公衆浴場について、換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置を講じなければならない。

2 略

第六条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該吏員に公衆浴場に立ち入り、……第三条第一項の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

2 略

第七条 都道府県知事は、営業者が、……第三条第一項の規定に違反したときは、第二条第一項の許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる。

2 略

第八条 次の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

- 一 第二条第一項の規定に違反した者
- 二 第七条第一項の規定による命令に違反した者

Y 県公衆浴場法施行条例（抜粋）

（趣旨）

第一条 この条例は、公衆浴場法第二条第三項の規定による公衆浴場の設置の場所の配置の基準について定めるものとする。

（配置の基準）

第三条 公衆浴場を設置しようとする者は、既設の公衆浴場との距離を三百メートル以上保たなければならない。ただし、知事は、土地の状況その他を考慮し、その距離を斟酌することができる。